

# 第4回公判が迫りました

4回目の公判(口頭弁論期日)が1月14日午後1時半と迫りました。

今回は事務的なやりとりのみで終始しましたが、次回は双方が出席し、互いの立場から弁論もあるのではないかと予想されます。多くの傍聴で裁判所を動かしたいと思います。

① 皆様ご自身の傍聴への出欠を至急お知らせください。連絡先は下記の通りです。

② ご友人、知人等に傍聴への参加を呼びかけ、多くの市民が参加できるように、お骨折りください。参加できる方についても、下記連絡先にお知らせください。

## 第4回公判、傍聴スケジュール

11:00	高田図書館前出発	それぞれに出発し
11:10	リーゾンプラザ前出発	直接高速道路へ
11:15	柿崎交番前出発	
12:30	黒崎PAにて食事	
13:30	新潟地裁にて公判	
14:30	傍聴終了・出発	
16:00	柿崎交番前到着	
16:20	リーゾンプラザ前到着	
16:30	高田図書館前到着	☆参加費：2000円

## 連絡先(原告団事務局)

Fax 025-522-5812(Fax専用回線)

メール nanten@joetsu.ne.jp

郵送 〒943-0884

上越市大字上中田243-8

平良木哲也

(行き違いを避けるため、  
電話でのご連絡はできるだけご遠慮下さい)

# 個別談合の存在示すことは不要

## 市の姿勢(公取に丸投げ)をどう問うかが最大テーマ

前回、3回目の公判では、裁判長からさらなる証拠の提示や釈明が求められました。これに対して齋藤弁護士は、「これまで提出した証拠によって談合の存在は明らかであり、これ以上の釈明は必要ないと思う。しかし、できるだけ事実を特定できるようにしたい」と答え、2か月程度の時間を置いて次回の公判を設定することを求めました。

裁判長は、「今後の調査によっては、請求の主旨、原因などを明らかにでき、まとめられると理解する」として、次回の期日を1月14日にしたものです。

公判後のミーティングでは、齋藤弁護士から、「一般的には個別の談合の明細が証拠としてでされることはほとんどない。裁判長は原告に対してテーゼ(明らかにすべき主題)を示せと言っている。これまでは、原告が個別

談合の実態を明らかにしていないので市は対処を怠っていないという受け止め方をしていたが、そうではなく、H25・26の談合が明らかになれば、他の談合についても『やっていないという証拠』がなければ談合を認めることもありうる」と解説しました。

また、「市の調査のやり方、丁寧さこそが最大のテーマだ。談合の存否をろくに追及せず公取委に任せた子との是非こそが問われる」と指摘しました。

また、H20の談合については、他年度も含めて新たな証拠固めを行い、監査請求を含めた別訴訟を行うことも必要であることを明らかにしました。

なお、その後、12月24日には、これまでの提出証拠を再度整理・整備し、これまでの主張を補充する第4準備書面が、裁判所に提出されました。



上越市ガス水道局本支管工事

# 談合疑惑解明ニュース

2016. 1. 11 No.4

発行：談合疑惑解明原告団

事務局：  
上越市大字  
上中田243-8  
090-1808-6919